

滝沢市



畜産等経営継続 支援給付金

滝沢市では、新型コロナウイルス感染症の長期化やウクライナ危機などの海外情勢の変化により、配合飼料価格等の高騰により経営が悪化している畜産業者等に給付金を給付します。

①対象者 以下の条件すべてに該当する方

- ☑ 市内に住所がある個人または本店か主たる事務所が市内にある法人または、市内に事業所または農場がある個人(法人)で、畜産業か内水面養殖業を営む方
- ☑ 令和4年分の税申告を行った畜産業者等または、農用馬を飼養し令和4年度岩手県家畜飼養頭羽数調査に記載されている畜産業者等
- ☑ 今後も畜産業等の経営を継続する意思がある畜産業者等



②申請期限

令和5年12月28日(木)必着

③提出方法

- 市役所3階農林課窓口へ持参(平日、8:30~17:15)
- 郵送による提出(R5.12.28消印有効)



④給付額

- 家畜の区分ごと飼養数を下記の表の給付額単価で算定した額が給付額となります。
- 飼養数は、**令和5年2月1日現在の岩手県家畜飼養頭羽数調査の数値**になります。(当調査で確認できない場合、他の調査等を参照するなどの方法により確認します。)
- 上限200万円**となります。

区分	区分	給付額
乳用牛	1頭あたり	18,000円
肉用牛	1頭あたり	9,000円
農用馬	1頭あたり	10,000円
豚	1頭あたり	1,000円
鶏	1羽あたり	100円
めん羊	1頭あたり	3,000円
内水面養殖業を行う経営体	1経営体あたり	100,000円

※ 1給付者あたり1回を限度とします。

※ 国や県、他市町村から同様の補助を受けている又は受ける場合、その補助額を控除します。

⑤申請方法

- 令和5年2月1日現在の岩手県家畜飼養頭羽数調査の対象となった方は、頭数及び金額が記載された申請書等が送付されます。
- 申請者名や口座番号等必要事項をご記入の上、期限までにご提出ください。

(1) 給付申請書兼請求書 (様式第1号)

(2) 申請額計算書 (様式第2号)

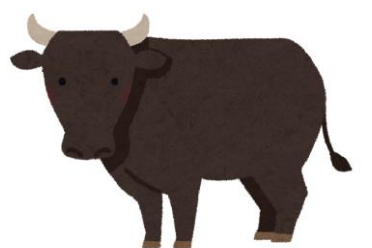
(3) 誓約書兼同意書 (様式第3号)

(4) 令和4年確定申告書の写し(法人の場合は直近の事業年度の税申告書の写し)

※農用馬の申請者は除く

(5) 振込先口座通帳の写し(名義、金融機関名、支店名、口座種別、口座番号が分かる箇所)

(6) その他市長が必要と認める書類



⑥記載例

●令和5年2月1日現在の岩手県家畜飼養頭羽数調査の数値のため、**頭数及び金額は変更できません。**

様式第1号 (第5条関係)

令和5年〇月〇日

滝沢市長 様

申請者 滝沢市中鶴飼55番地
住 所
氏 名 滝沢 耕作 **滝沢**
電話番号 019-684-2111

滝沢市畜産等経営継続支援給付金給付申請書兼請求書

滝沢市畜産等経営継続支援給付金給付事業実施要綱第5条の規定により、関係書類を添えて、申請（請求）します。

1 申請額及び請求額 945,000 円

2 申請額及び請求額の内訳
申請額計算書（様式第2号）のとおり

3 給付金振込先口座

支店名 鶴飼 本店・支店 出張所



様式第1号の
金額は変更できません。

注意!!
赤枠の中の金額は調査に基づく確定金額のため変更できません!

様式第2号の
頭数及び金額は変更できません。



申請額の計算

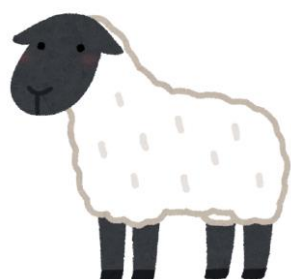
畜種	飼養頭羽数・経営体数 (A)	1頭羽数・経営体あたりの交付額 (B)	給付額 (A) × (B)
乳用牛	50頭	18,000円/頭	900,000円
肉用牛	5頭	9,000円/頭	45,000円
農用馬	頭	10,000円/頭	円
豚	頭	1,000円/頭	円
鶏	羽	100円/羽	円
めん羊	頭	3,000円/頭	円
内水面養殖業	経営体	100,000円/経営体	円
合計額		⑦	945,000円

⑦が200万円以下の場合、申請額は⑦の金額とする。
⑦が200万円を超える場合は、申請額は200万円とする。

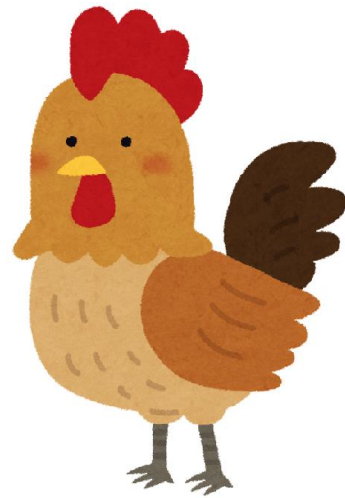
申請額（様式第1号に転記）

注意!!
赤枠の中の頭数等及び金額は調査に基づく確定数値のため変更できません!

945,000円



申請はお早めに、お忘れなく！



お問い合わせ・申請書類提出先

020-0692 滝沢市中鶉飼55番地

滝沢市経済産業部農林課

TEL 019-656-6537

FAX 019-684-5479

E-mail norin@city.takizawa.iwate.jp